

## 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う 実施上の留意事項のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。  
このたび、「保医発1030第2号」により下記の検査項目の検査実施料の算定方法の留意事項が改正された旨、通知されましたのでご案内いたします。

敬 白

記

■適用日 平成 27 年 11 月 1 日から適用

### ■算定方法の留意事項が改正された項目

検査項目	保険点数
IgG <sub>2</sub>	243 点

### ▼詳細内容

検査項目	保険点数	判断料	診療報酬 点数表区分	備 考
IgG <sub>2</sub>	243点	免疫学的検査 判断料 (※5:144点)	「D014」 自己抗体検査の 23	ア. IgG <sub>2</sub> をネフェロメトリー法により測定した場合は、区分番号「D014」自己抗体検査「29」IgG <sub>4</sub> 、TIA法により測定した場合は、「23」抗カルジオリピン抗体、抗TSHレセプター抗体 (TRAb)の所定点数に準じて算定する。 イ. 本検査は、原発性免疫不全等を疑う場合に算定する。なお、本検査を算定するに当たっては、その理由及び医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。